平成２２年（フ）第１０５号
山口市仁保上郷1008番地１
債務者　山本　久美
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０７号
山口県防府市大字田島3363番地の３
債務者　田中　道子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
山口市黒川1162番地17
債務者　重岡　晴美
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７６号
愛知県春日井市六軒屋町３丁目125番地
債務者　舟橋　弘子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１００７号
愛知県愛知郡長久手町大字岩作字中権代57番地２　ジーオー長久手マンション201号
債務者　沖　　千博
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１４７号
名古屋市南区松下町４丁目７番地　レオパレス21柴田105号
債務者　青山　幸一
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１７０号
名古屋市中川区中島新町２丁目801番地　県営中川住宅７棟303号
債務者　後藤　春子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１９４号
名古屋市中川区打中２丁目96番地　打出コーポ205号
債務者　榊原　由休
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２６１号
名古屋市天白区野並３丁目199番地の１　真栄マンション野並205号
債務者　新井　尚子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４１１号
愛知県春日井市石尾台１丁目２番地　タウン石尾台109号棟５号室
債務者　尾前　俊史
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５５１７号
大阪府東大阪市徳庵本町１番５号
債務者　政田　康宏
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８１号
大阪市平野区瓜破西１丁目１番１―507号
債務者　川本　幸代（旧姓神山）
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６５３号
大阪府松原市三宅中１丁目７番22号
債務者　福重いつ子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９１７号
大阪府茨木市竹橋町６―５　コーポ竹橋204、住民票上の住所大阪府高槻市別所新町６番27号
債務者　釘宮　共子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６１８号
大阪市中央区南久宝寺町２丁目５番10―705号
債務者　渡辺　伸二
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７５３号
大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目６番17号　グランベリー403号
債務者　星山英史こと　李　　英史
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７５６号
大阪市城東区成育４丁目12番10―102号
債務者　吉見　廉弘
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部